

**令和7年度
第6回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目**

令和8年3月9日（月）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 令和7年度の審議経過と総括について
 - (2) 各専門部会等の廃止について
 - (3) その他

資 料

- 1 令和7年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等
 - (1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
 - (2) 最賃審議会等開催実績
 - (3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要
- 2 令和7年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告
 - (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
 - (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
 - (3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
 - (4) 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業専門部会
- 3 令和7年度最低賃金決定状況
 - (1) 地域別最低賃金改定状況
 - (2) 特定最低賃金改定状況
- 4 令和8年度最賃審議会等開催予定（素案）
- 5 令和7年度業務改善助成金の申請状況

令和7年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		令和 8 年 3 月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	日		火		金		月		水		土		日	
2	月		水		土		火		木		日		月	
3	火		木		日		水		金		月		火	
4	水		金		月	中賃目安答申	木	第2回特別小委員会	土		火		水	
5	木		土		火		金		日		水	第2回自動車小売 専門部会	木	
6	金		日		水	第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会(参 考人聴取、金額提示)	土		月		木		金	
7	土		月		木		日		火		金		土	
8	日		火		金	第2回地賃専門部会 (金額審議)	月		水		土		日	
9	月		水		土		火		木		日		月	第6回本審
10	火		木		日		水	第5回本審(異議 審、特賃改正諮問)	金	第1回自動車製造 専門部会	月		火	
11	水		金		月		木		土		火		水	
12	木		土		火		金		日		水		木	
13	金		日		水		土		月		木		金	
14	土		月	第1回本審(諮問)	木		日		火		金		土	
15	日		火		金		月		水	第1回非鉄金属専 門部会	土		日	
16	月		水		土		火		木		日		月	
17	火		木		日		水		金		月		火	
18	水		金		月		木		土		火		水	
19	木		土		火	第3回地賃専門部会(金額 審議) 第3回本審(特賃必要性諮 問)	金		日		水		木	
20	金		日		水	第1回特別小委員会	土		月		木		金	
21	土		月		木		日		火	第1回電子部品専 門部会	金		土	
22	日		火		金		月		水	第1回自動車小売 専門部会	土		日	
23	月	第1回公益委員会 議	水		土		火		木		日		月	
24	火		木		日		水		金		月		火	
25	水		金		月	第4回地賃専門部会(金額 審議、報告) 第4回本審(答申)	木		土		火		水	
26	木		土		火		金		日		水		木	
27	金		日		水		土		月		木		金	
28	土		月		木		日		火		金		土	
29	日		火		金		月	第2回公益委員会 議	水		土		日	
30	月		水		土		火		木		日		月	
31			木		日				金				火	

令和 7 年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 本 審	7 月 14 日（月） 13：30～14：30 合庁第 1 会議室 ・公 5 労 5 使 5 ・傍聴人 7 名 ・報道 6 社	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長及び会長代理の選出について 2 令和 7 年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取及び専門部会委員推薦の公示について 3 令和 7 年度審議方針について 4 令和 7 年度審議日程について 5 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取（意見書の提出があった場合）について ・賃金引上げ支援助成金パッケージについて 等 ・参考資料集について
第 2 回 本 審	8 月 6 日（水） 13：30～14：55 合庁第 1 会議室 ・公 5 労 5 使 5 ・傍聴人 7 名 ・報道 8 社	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達） <ul style="list-style-type: none"> ・中賃目安小委員会報告について ・中賃会長メッセージ動画視聴 ・生活保護と最低賃金について ・賃金改定状況調査結果について 2 賃金実態調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議日程（案）について ・意見書についての報告 ・専門部会の委員の任命について ・参考資料集について
第 1 回 地賃専 門部会	8 月 6 日（水） 15：12～17：12 合庁第 1 会議室 ・公 3 労 3 使 3 ・傍聴人 10 名 ・報道 8 社 （一部非公開）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 参考人の意見聴取について <ul style="list-style-type: none"> ・参考人 3 名から意見聴取 3 秋田県最低賃金の金額審議について <ul style="list-style-type: none"> ・労使各側の基本的考え方と金額提示 ・非公開で労使会議を開催し、基本的な考え方を含めて、3 要素について意見交換し考え方の共有を行ったが、金額審議に至らず、次回継続審議 4 今後の専門部会の開催日程について 5 その他
第 2 回 地賃専 門部会	8 月 8 日（金） 13：30～16：00 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 2 使 3 ・傍聴人 4 名 ・報道 2 社 （一部非公開）	<ol style="list-style-type: none"> 1 秋田県最低賃金の金額審議について <ul style="list-style-type: none"> ・前回に引き続き、非公開で労使会議を開催し、追加データ等により、労使双方の考え方の共有を行った ・その後、公労・公使会議を開催し金額審議を行ったが労使合意に至らず、次回へ審議継続 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の専門部会の審議日程について

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第3回 地賃専門部会	8月19日（火） 13：31～15：24 合庁第2会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人6名 ・報道12社 （一部非公開）	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・使側委員の希望により、非公開で労使会議を開催し、3要素の考え方について確認 ・公労・公使会議を開催し金額審議を行ったが労使の合意には至らず、次回へ審議継続 2 その他
第3回 本 審	8月19日（火） 15：40～15：58 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人6名 ・報道13社	1 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問） ・改正決定の必要性の有無について、局長から諮問 ・特別小委員会の設置及び委員の指名について 2 その他 ・今後の審議日程について
第1回 特別小委員会	8月20日（水） 13：30～14：35 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無に関する関係参考人意見聴取について ・申出に関する審査結果について ・「既設4特定最低賃金」の関係労使参考人から意見聴取（自動車小売業使側参考人欠席） 3 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・県最賃の答申がなされていないこと、自動車小売業使側参考人意見聴取ができなかったことから、次回、参考人意見聴取を行い、県最賃答申額を考慮の上審議し、結論を出すこととした 4 その他
第4回 地賃専門部会	8月25日（月） 13：31～17：05 合庁第2会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人6名 ・報道12社 （一部非公開）	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し金額審議を行ったが労使の合意には至らず、公益委員見解（80円引上げて時間額1,031円に改定し、発効日を令和8年3月31日とする）を示して採決を行ったところ、賛成多数（賛成4、反対3）となり、公益委員見解をもって本審へ専門部会報告をすることとした 2 その他

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第4回 本 審	8月25日（月） 17：17～17：41 合庁第1会議室 ・公4 労4 使5 ・傍聴人8名 ・報道13社	1 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について ・専門部会報告（80円引上げて時間額1,031円に改定し、発効日を令和8年3月31日とする）に基づき答申をすることについて採決することとした ・専門部会報告により採決を行ったところ、賛成多数（賛成7、反対5）により結審し労働局長へ答申 ・異議申出の公示について 2 その他 ・今後の審議日程について
第2回 特別小 委員会	9月4日（木） 9：55～10：16 秋田市役所3階 センタース洋室 ・公3 労2 使3	1 「自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正の必要性の有無に関する関係参考人意見聴取 ・前回欠席した使側関係参考人意見聴取 2 「既設4 特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・審議の結果、何れも全会一致で「必要性有り」との結論に至り、本審へ報告することとした 4 その他
第5回 本 審	9月10日（水） 10：35～11：48 秋田県社会福祉会館 2階展示室 ・公4 労4 使5 ・傍聴人6名 ・報道9社	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて ・異議申出の公示結果と概要及び要請書について ・異議申出14件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し、局長へ報告 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について ・局長へ改正決定の必要性有りの答申 ・改正決定について諮問 ・意見聴取及び専門部会委員推薦の公示について 3 その他
第1回 自動車 等製造 業専門 部会	10月10日（金） 13：25～14：50 合庁第2会議室 ・公3 労3 使3	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、 <u>令和8年3月31日から時間額を40円引上げて1,060円とすること</u> で一致したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第1回 非鉄金属製錬等専門部会	10月15日（水） 10：25～11：50 第二合庁会議室 ・公3労3使2	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、 <u>令和7年12月25日から時間額を80円引上げて1,091円とする</u> ことで一致したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第1回 電子部品等製造業専門部会	10月21日（火） 10：19～12：29 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、 <u>時間額を74円引上げて1,032円とする</u> ことで一致したが、発効日について相違がみられた。別室にて各側で打合せの上、平場で労使協議を行った結果 <u>令和8年3月31日発効</u> で合意したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第1回 自動車等小売業専門部会	10月22日（水） 10：00～12：30 合庁第2会議室 ・公3労3使3 （一部非公開）	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続 4 その他 ・次回専門部会の開催日程について
第2回 自動車等小売業専門部会	11月5日（水） 9：55～10：50 第二合庁会議室 ・公2労2使2	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し金額審議を行ったところ、 <u>令和8年3月31日から時間額を52円引上げて1,032円とする</u> ことで労使合意したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申
第6回 本 審	3月9日（月） 15：30～ 合庁第1会議室 ・公5労4使5 ・傍聴人*名 ・報道*社	1 令和7年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他 ・令和8年度審議会開催予定（素案） 等

令和 7 年度特定最低賃金改定の審議経過
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要（議題等）
第 1 回 非鉄金属製錬等専門部会	10 月 15 日（水） 10：25～11：50 第 2 合庁会議室 ・公 3 労 3 使 2	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、 <u>令和 7 年 12 月 25 日から時間額を 80 円引上げて 1,091 円とする</u> ことで一致したことから、全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ 審議結果

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について（答申）」のとおり。



令和7年10月15日

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 嵯峨 宏

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月10日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊藤 慎一
嵯峨 宏
松本 和人

(労働者代表委員)

伊藤 徹
曾我 章生
吉田 大輔

(使用者代表委員)

井出 幸伸
梅田 智弥
小野 秀人

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,091円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日



令和7年10月15日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木智昭

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の
改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,091円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月25日

令和 7 年度特定最低賃金改定の審議経過
 (電子部品・デバイス等製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 電子部 品等製 造業專 門部会	10月21日(火) 10:19~12:29 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、時間額を74円引上げて1,032円とすることで一致したが、発効日について相違がみられた。別室にて各側で打合せの上、平場で労使協議を行った結果、 <u>令和8年3月31日発効</u> で合意したことから、全会一致で結審し、6条5項を適用し同日答申

・ 審議結果

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和7年10月21日

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業
最低賃金専門部会

部会長 白木智昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装
置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算
機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月10日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白木智昭

堀井潤

松本和人

(労働者代表委員)

木村忍

後藤正文

佐藤成樹

(使用者代表委員)

齊藤徹

佐藤宗樹

若泉裕明

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,032円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日



令和7年10月21日

秋田労働局長
山本博之殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木智昭

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改
正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,032円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日

令和 7 年度特定最低賃金改定の審議経過
 (自動車・同附属品製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 自動車 等製造 業専門 部会	10 月 10 日(金) 13:25~14:50 合庁第 2 会議室 公 3 労 3 使 3	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の発効日を含む基本的考え方と金額提示で、 <u>令和 8 年 3 月 31 日から時間額を 40 円引上げて 1,060 円とする</u> ことで一致したことから、全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ 審議結果

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和7年10月10日

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 堀井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月10日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

(労働者代表委員)

阿部 満昭

曾我 章生

牧野 正人

(使用者代表委員)

境田 未希

土田 敬司

時田 祐司

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,060円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日



令和7年10月10日

秋田労働局長
山本博之 殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木智昭

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,060円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日

令和 7 年度特定最低賃金改定の審議経過
 (自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第 1 回 自動車 等小売 業専門 部会	10 月 22 日(水) 10:00~12:30 合庁第 2 会議室 ・公 3 労 3 使 3	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 改正決定に関する関係参考人意見書について ・労使各 1 名からの意見書の報告 3 改正決定に関する金額審議について ・労使の基本的考え方と金額提示 ・公労・公使会議を開催し、金額審議を行ったが労使合意には至らず、次回へ審議継続 4 その他 ・次回専門部会の開催日程について
第 2 回 自動車 等小売 業専門 部会	11 月 5 日(水) 9:55~10:50 第 2 合庁 1 階会議室 公 2 労 2 使 2	1 改正決定に関する金額審議について ・公労・公使会議を開催し金額審議を行ったところ、 <u>令和 8 年 3 月 31 日から時間額を 52 円引上げて 1,032 円とする</u> ことで労使合意したことから、全会一致で結審し、6 条 5 項を適用し同日答申

・ 審議結果

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和7年11月5日

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分
品・附属品小売業最低賃金専門部会

部会長 伊藤慎一

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月10日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

伊藤 慎一
嵯峨 宏
堀井 潤

（労働者代表委員）

小野寺 郁哉
保坂 元
三浦 孝博

（使用者代表委員）

伊藤 修
小河原 欣也
佐々木 俊幸

別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,032円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日



令和7年11月5日

秋田労働局長
山本博之殿

秋田地方最低賃金審議会
会長 白木智昭

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙
のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,032円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年3月31日

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※1)	引上げ額 【円】	目安 比較 【円】	発効年月日
A	東 京	1,226 (1,163)	63	0	令和7年10月3日
	神 奈 川	1,225 (1,162)	63	0	令和7年10月4日
	大 阪	1,177 (1,114)	63	0	令和7年10月16日
	愛 知	1,140 (1,077)	63	0	令和7年10月18日
	千 葉	1,140 (1,076)	64	+ 1	令和7年10月3日
	埼 玉	1,141 (1,078)	63	0	令和7年11月1日
	兵 庫	1,116 (1,052)	64	+ 1	令和7年10月4日
	京 都	1,122 (1,058)	64	+ 1	令和7年11月21日
	茨 城	1,074 (1,005)	69	+ 6	令和7年10月12日
	静 岡	1,097 (1,034)	63	0	令和7年11月1日
	富 山	1,062 (998)	64	+ 1	令和7年10月12日
	広 島	1,085 (1,020)	65	+ 2	令和7年11月1日
	滋 賀	1,080 (1,017)	63	0	令和7年10月5日
	栃 木	1,068 (1,004)	64	+ 1	令和7年10月1日
	群 馬	1,063 (985)	78	+ 15	令和8年3月1日
	宮 城	1,038 (973)	65	+ 2	令和7年10月4日
	山 梨	1,052 (988)	64	+ 1	令和7年12月1日
	三 重	1,087 (1,023)	64	+ 1	令和7年11月21日
	石 川	1,054 (984)	70	+ 7	令和7年10月8日
福 岡	1,057 (992)	65	+ 2	令和7年11月16日	
香 川	1,036 (970)	66	+ 3	令和7年10月18日	
岡 山	1,047 (982)	65	+ 2	令和7年12月1日	
福 井	1,053 (984)	69	+ 6	令和7年10月8日	
奈 良	1,051 (986)	65	+ 2	令和7年11月16日	
山 口	1,043 (979)	64	+ 1	令和7年10月16日	

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】(※)	引上げ額 【円】	目安 比較 【円】	発効年月日
B	長 野	1,061 (998)	63	+ 0	令和7年10月3日
	北 海 道	1,075 (1,010)	65	+ 2	令和7年10月4日
	岐 阜	1,065 (1,001)	64	+ 1	令和7年10月18日
	徳 島	1,046 (980)	66	+ 3	令和8年1月1日
	福 島	1,033 (955)	78	+ 15	令和8年1月1日
	新 潟	1,050 (985)	65	+ 2	令和7年10月2日
	和 歌 山	1,045 (980)	65	+ 2	令和7年11月1日
	愛 媛	1,033 (956)	77	+ 14	令和7年12月1日
	島 根	1,033 (962)	71	+ 8	令和7年11月17日
	大 分	1,035 (954)	81	+ 17	令和8年1月1日
	熊 本	1,034 (952)	82	+ 18	令和8年1月1日
	山 形	1,032 (955)	77	+ 13	令和7年12月23日
	佐 賀	1,030 (956)	74	+ 10	令和7年11月21日
C	長 崎	1,031 (953)	78	+ 14	令和7年12月1日
	岩 手	1,031 (952)	79	+ 15	令和7年12月1日
	高 知	1,023 (952)	71	+ 7	令和7年12月1日
	鳥 取	1,030 (957)	73	+ 9	令和7年10月4日
	秋 田	1,031 (951)	80	+ 16	令和8年3月31日
	鹿 児 島	1,026 (953)	73	+ 9	令和7年11月1日
	宮 崎	1,023 (952)	71	+ 7	令和7年11月16日
	青 森	1,029 (953)	76	+ 12	令和7年11月21日
	沖 縄	1,023 (952)	71	+ 7	令和7年12月1日
		全国加重平均額	1,121 (1,055)		

※1括弧書きは、令和6年度地域別最低賃金額

非鉄金属製造業最低賃金改定状況

令和8年2月末日現在

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		発効日
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	
大阪(A)	965	0	993	28	必要性無し	必要性無し	必要性無し	必要性無し	1,180	187	指	令和7年12月1日	
埼玉(A)	948	4	974	26	1,006	32	1,048	42	1,098	50	指	令和7年12月1日	
福島(B)	866	1	886	20	912	26	945	33	996	51	指	令和7年1月4日	
静岡(B)	935	引上げなし	954	19	979	25	1,012	33	1,057	45	指	令和7年12月21日	
三重(B)	921	1	942	21	970	28	999	29	1,033	34	法	令和7年12月21日	
秋田(C)	895	4	910	15	933	23	961	28	1,011	50	指	令和7年12月25日	
大分(C)	911	4	936	25	965	29	1,005	40	1,053	48	指	令和7年12月25日	

	E231		E232		E233		E234		E235		E239		E22
	非鉄金属第1次 製錬・精製業	非鉄金属第2次 製錬・精製業	非鉄金属・同合金圧延 業(抽伸、押出しを含む)	電線・ケーブル製造業	非鉄金属素材製造業	その他の 非鉄金属製造業	鉄鋼業						
大阪	×	×	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×
埼玉	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×
福島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
静岡	×	○	○	○	○	○	○	一部	一部	×	×	一部	一部
三重	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×
秋田	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
大分	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	○	○	×

電気機械器具等製造業最低賃金改定状況

令和8年2月末日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	発効日		
		時間額	時間額	時間額			
埼玉	A	1,105	1,168	63	指	12月1日	
千葉		1,105	1,169	64	指	12月25日	
東京		—	新設 必要性なし				
神奈川		—	新設 必要性なし				
愛知		901(地 1,140)	必要性なし		指	平成30年12月16日	
大阪		1,127	1,197	70	法	12月4日	
北海道	B	1,049	1,116	67	指	12月1日	
宮城		1,012	1,077	65	指	12月15日	
福島		880(地 1,033)	必要性なし		法	令和4年12月30日	
茨城		1,052	1,115	63	指	令和8年3月19日	
栃木		1,056	1,105	49	指	12月31日	
群馬		1,056	1,120	64	法	令和8年1月1日	
新潟		1,005(地 1,050)	必要性なし		法	令和5年12月27日	
富山		1,002(地 1,062)	必要性なし		法	令和6年12月26日	
石川		1,008	1,064	56	指	12月31日	
福井		857(地 1,053)	必要性なし		指	令和元年12月24日	
山梨		1,047	1,100	53	法	令和8年2月15日	
長野		1,032	1,095	63	指	令和8年1月1日	
岐阜		965(地 1,065)	必要性なし		指	令和5年12月21日	
静岡		1,042(地 1,097)	必要性なし		指	令和6年12月21日	
三重		1,031(地 1,087)	必要性なし		法	令和6年12月21日	
滋賀		1,050	1,105	55	法	12月28日	
京都		1,074	1,136	62	法	令和8年1月24日	
兵庫		1,053	1,117	64	指	12月1日	
奈良		891(地 1,051)	必要性なし		法	令和3年12月29日	
島根		987	1,058	71	法	12月14日	
岡山		1,025	1,090	65	法	令和8年1月4日	
広島		1,045	1,110	65	指	12月31日	
山口		1,032(地 1,043)	必要性なし		指	令和6年12月15日	
徳島		1,038	1,105	67	指	令和8年1月1日	
香川		1,030	1,090	60	法	12月28日	
愛媛		1,038	1,107	69	指	12月25日	
福岡		1,071	1,137	66	指	12月10日	
青森		C	968	1,045	77	指	12月21日
岩手			975	1,039	64	法	令和8年1月15日
秋田			958	1,032	74	指	令和8年3月31日
山形	996		1,055	59	指	12月23日	
鳥取	963(地 1,030)		必要性なし		法	令和6年12月19日	
高知	793(地 1,023)		必要性なし		指	令和元年12月29日	
佐賀	996(地 1,030)		必要性なし		法	令和6年12月19日	
長崎	864(地 1,031)		申出なし		法	令和3年12月29日	
熊本	996		1,063	67	指	令和8年1月1日	
大分	996		1,066	70	指	12月25日	
宮崎	831(地 1,023)		必要性なし		法	令和3年12月24日	
鹿児島	842(地 1,026)		必要性なし		法	令和3年12月17日	

自動車製造業最低賃金改定状況

令和8年2月末日現在

都道府 県名	ラン ク	改定前額	改定後額	前年比較	発効日
		時間額	時間額	時間額	
埼玉	A	1,102	1,165	63	指 12月1日
東京		838(地 1,226)	必要性なし		法 平成24年2月18日
神奈川		855(地 1,225)	意向表明及び申出なし		指 平成25年3月1日
愛知		1,081	1,146	65	指 12月16日
大阪		1,119	1,194	75	指 12月1日
福島	B	1,005(地 1,033)	必要性なし		法 令和6年12月21日
栃木		1,064	1,114	50	指 12月31日
群馬		1,056	1,120	64	法 令和8年1月1日
富山		1,035(地 1,062)	必要性なし		法 令和6年12月27日
石川		1,040	1,090	50	指 12月31日
山梨		1,029	1,089	60	指 令和8年3月1日
岐阜		1,057	1,117	60	指 12月21日
静岡		1,073	1,133	60	指 12月21日
三重		1,047	1,111	64	法 12月21日
滋賀		1,062	1,115	53	法 12月28日
京都		1,076(地 1,122)	必要性なし		法 令和7年1月19日
島根		1,028	1,094	66	法 12月28日
岡山		1,039	1,083	44	法 令和8年1月21日
広島		1,048	1,105	57	指 12月31日
山口		1,088	1,141	53	指 12月15日
福岡		1,081	1,147	66	指 12月10日
秋田	C	1,020	1,060	40	指 令和8年3月31日
山形		1,012	1,070	58	指 12月23日
熊本		1,019	1,074	55	指 令和8年1月1日
大分		997	1,055	58	指 12月25日

自動車小売業最低賃金改定状況

令和8年2月末日現在

ラ ン ク	都道府 県 名		改正前	改正後	前年度比較	発 効 日	
			時間額	時間額	時間額		
A	埼 玉	自動車小売	1,089	1,152	63	指	令和7年12月1日
	千 葉	新車	922(地 1,140)	必要性なし		指	平成30年12月25日
	東 京	自動車小売	—	新設 必要性なし			
	神奈川	自動車小売	842(地 1,225)	意向表明及び申出なし		指	平成23年12月21日
	愛 知	新車	943(地 1,140)	必要性なし		法	令和2年12月16日
	大 阪	自動車小売	993(地 1,177)	必要性なし		指	令和3年12月1日
B	宮 城	自動車小売	1,036	1,101	65	指	令和7年12月15日
	福 島	自動車小売	1,020	1,098	78	法	令和8年1月8日
	新 潟	新車、附属品含む	1,015	1,053	38	法	令和7年12月14日
	富 山	新車	769(地 1,062)	意向表明及び申出なし		法	平成23年1月20日
	京 都	新車	939(地 1,122)	必要性なし		法	令和4年1月26日
	兵 庫	自動車小売	963(地 1,116)	必要性なし		指	令和4年12月1日
	奈 良	自動車小売	892(地 1,051)	必要性なし		法	令和3年12月29日
	島 根	新車	1,000	1,069	69	法	令和7年11月26日
	広 島	自動車小売	1038(地1,085)	必要性なし		法	令和7年2月21日
	福 岡	新車	1,066	1,131	65	指	令和7年12月10日
C	青 森	自動車小売	963(地1,029)	必要性なし		指	令和6年12月21日
	岩 手	自動車小売	1,004	1,068	64	法	令和8年1月15日
	秋 田	新車、附属品含む	980	1,032	52	指	令和8年3月31日
	大 分	新車	991	1,061	70	指	令和7年12月25日
	宮 崎	新車	927(地 1,023)	必要性なし		法	令和5年12月20日
	鹿児島	新車	986	1,048	62	法	令和7年12月28日
	沖 縄	新車	770(地 1,023)	必要性なし		法	平成30年11月18日

令和8年度 最賃審議会等開催予定(素案)

月	6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			令和9年2月・3月			月
日	曜日		曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	日	
1	月		水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	2/15	1
2	火		木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	16	2
3	水		金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	17	3
4	木		土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	18	4
5	金		日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	19	5
6	土		月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	20	6
7	日		火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	21	7
8	月		水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	22	8
9	火		木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	23	9
10	水		金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	24	10
11	木		土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	25	11
12	金		日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	26	12
13	土		月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	27	13
14	日		火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	28	14
15	月		水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	1	15
16	火		木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	2	16
17	水		金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	3	17
18	木		土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	4	18
19	金		日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	5	19
20	土		月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	6	20
21	日		火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	7	21
22	月		水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	8	22
23	火		木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	9	23
24	水		金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	10	24
25	木		土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	11	25
26	金		日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	12	26
27	土		月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	13	27
28	日		火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	14	28
29	月		水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	15	29
30	火		木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	16	30
31	金		金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	17	31

第1回本審(諮問)
6/29~7/3

中賃目安小委
未定
中賃目安答申
7/29~8/4を
想定

第2回本審(目安伝達)
第1回地賃専門部会
第2回地賃専門部会
第3回地賃専門部会(第3回本審 答申)
8/3~8/18

本審(異議審)
8/25(8/7答申)~9/16(8/31答申)

第1回特賃専門部会(合同)
第2回特賃専門部会
第3回特賃専門部会
10/5~10/30

第1回公益代表委員会
議
6/8~6/19

本審(総括等)
3月第2週までに開催

予備日
8/19~8/31
第4回地賃専門部会(第4回本審 答申)
第5回地賃専門部会(第5回本審 答申)

第2回公益代表委員会
議
9/18~9/30

(地賃答申後)
第1回特別小委員会(労使参考人意見聴取)

本審(異議審)
8/25(8/7答申)~9/16(8/31答申)

第1回本審(諮問)
6/29~7/3

中賃目安小委
未定
中賃目安答申
7/29~8/4を
想定

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月20日(火)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)

●最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策「業務改善助成金」の、令和7年度（1月末日現在）の申請件数は250件（前年度141件）。

【業務改善助成金の申請件数】

	全国	秋田
令和3年度	5,047	37
令和4年度	7,205	57
令和5年度	19,764	132
令和6年度	21,783	141
令和7年度	27,483	250

※令和7年度は1月末日現在の件数

最低賃金改定による業種別影響率と業務改善助成金業種別申請状況

業種	R7 影響率	R7 申請件数 (全250件)
食料品、飲料、飼料製造業	47.5%	19 (食料品製造業15、飲料・たばこ・飼料製造業4)
繊維工業	75.3%	9 (縫製業)
木材・木製品、家具・装備品製造業	9.0%	3 (一般製材・木製品製造業2、家具製造業1)
小売業	40.6%	38 (各種小売業3、衣服・身の回り品小売業4、飲食料品小売業12、機械器具小売業2、その他の小売業17)
宿泊業	47.7%	6
飲食サービス業	63.1%	35 (飲食店32、持ち帰り配達飲食サービス業3)
洗濯業	86.4%	12
理容業、美容業	74.2%	17 (美容業14、エステティック業3)
保健衛生・社会保険・社会福祉・介護事業	24.8%	26 (老人福祉・介護事業22、障害福祉事業3、児童福祉事業1)
建物サービス業	34.1%	0
上記を除くサービス業	21.0%	12 (自動車整備業4 (ほか))
上記以外		73 (農業16、建設業9、金属製品製造業4、医療業8 (ほか))

申請コースと交付額、主な設備投資例

申請コース	件数	交付額	主な設備投資例
30円コース	28	127,000～1,200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入 ・ セルフオーダーシステム導入
45円コース	42	224,000～1,800,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計ソフト導入 ・ 勤怠給与クラウドシステム導入
60円コース	108	215,000～3,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予約システム導入 ・ パソコン新規導入 ・ 縫製機械購入
90円コース	72	502,000～6,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳ロボット導入 ・ 業務用オーブン購入 ・ 除雪機購入 ・ 福祉車両購入 ・ 清掃ロボット購入 ・ 梱包機購入

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

雇用環境・均等室

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要



賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

最寄りのハローワーク

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う



(※1)建設業の場合
 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
 (※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合



区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。



区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み
(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

最寄りのハローワーク

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。 **最寄りのハローワーク**
- **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。 **職業対策課**

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

職業対策課

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.9)

厚生労働省

秋田労働局